

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルバニア	アルバニア共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とアル バニア共和国政府との交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	2021.2.3 テイラナ で (2021.4.2)	日本側 高田光進在アルバ ニア大使 アルバニア側 オグルタ・ マナステリウ保健・社会 保障大臣	2021.7.27 249号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。